

さぎの宮寮短期入所生活介護事業所運営規程 (指定短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人峰栄会が設置運営するさぎの宮寮短期入所生活介護事業所が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士等が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条 事業所の介護福祉士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 本事業の名称は次の通りとする。
さぎの宮寮短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）

(事業所の所在地)

第4条 本事業所の所在地は次の通りとする。
静岡県浜松市中央区小池町38番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(他の職務と兼務) 1名
管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員(介護老人福祉施設兼務) 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員(介護老人福祉施設兼務) 3名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 介護職員(介護老人福祉施設兼務) 27名以上
介護職員は、短期入所生活介護の提供にあたり利用者への心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員(他の職務と兼務) 1名
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 管理栄養士(常勤専従) 1名以上
- (7) 事務職員(他の職務と兼務) 1名

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 24時間とする。

(利用定員)

第7条 一日に指定短期入所生活介護のサービスを提供する定員は20名とする。

(短期入所生活介護内容)

第8条 指定短期入所生活介護内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
利用者の日常生活動作に応じて、必要な介助を行う。
 - ア、排泄の介助
 - イ、移動の介助
 - ウ、養護（休養）
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。
 - ア、日常生活動作に関する訓練
 - イ、レクリエーション（アクティビティ・サービス）
 - ウ、行事的活動
 - エ、体操
- (4) 送迎サービス
事業所は、障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。
- (5) 入浴サービス
居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ・入浴形態
 - ア、一般浴槽による入浴
 - イ、特殊浴槽による入浴
 - ・介助の種類
 - ア、衣類の着脱
 - イ、身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ、その他必要な介助
- (6) 食事サービス
 - ア、準備、後始末の介助
 - イ、食事摂取の介助
 - ウ、その他必要な食事の介助(エ、調理)
- (7) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア、日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ、福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ、住宅改修に関する情報提供
- エ、住宅福祉サービスに関する情報提供
- オ、保健医療サービスに関する情報提供
- カ、施設サービス利用に関する情報提供
- キ、その他の必要な相談、助言

(短期入所生活介護計画の作成等)

第9条 短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に短期入所生活介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(短期入所生活介護の利用料)

第10条 事業所が提供する指定短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ア、次条に定める通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。
- イ、滞在に要する費用（居住費の基準費用額）
- ウ、食事の提供に要する費用（食事の基準費用額）
- エ、前項に掲げるものの他、短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料金の支払は、口座振替、銀行口座振込又は、現金により指定期日までに受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、静岡県浜松市内とする。ただし、地域外であっても必要と認める場合には、サービスを提供する。

(サービス提供記録の記載)

第12条 指定短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第13条 事業所の従業者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情対応)

第14条 提供した指定短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故は発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第16条 事業所は使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応)

第17条 事業所はサービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 事業所はサービスの提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応を講じるものとする。

ア、虐待防止に関する委員会の設置

イ、虐待防止のための指針の整備

ウ、虐待防止のための職員に対する研修

エ、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者

(その他運営についての留意事項)

第20条 従業者等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

ア、採用時研修 採用後3ヶ月以内

イ、階層別研修 随時

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成15年4月1日より実施する。

この規程は、平成17年1月1日より実施する。

この規程は、平成17年4月1日より実施する。

この規程は、平成17年10月1日より実施する。

この規程は、平成19年1月1日より実施する。

この規程は、平成22年11月1日より実施する。

この規程は、平成22年12月1日より実施する。

この規程は、平成24年4月1日より実施する。

この規程は、令和3年11月1日より実施する。

この規程は、令和6年1月1日より実施する。

さぎの宮寮短期入所生活介護事業所運営規程
(指定介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人峰栄会が設置運営するさぎの宮寮短期入所生活介護事業所が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士等が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条 事業所の介護福祉士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 本事業の名称は次の通りとする。
さぎの宮寮短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）

(事業所の所在地)

第4条 本事業所の所在地は次の通りとする。
静岡県浜松市中央区小池町38番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者(他の職務と兼務) 1名
管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員(介護老人福祉施設兼務) 1名以上
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (3) 看護職員(介護老人福祉施設兼務) 3名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- (4) 介護職員(介護老人福祉施設兼務) 27名以上
介護職員は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたり利用者への心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- (5) 機能訓練指導員(他の職務と兼務) 1名
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 管理栄養士(常勤専従) 1名以上
- (7) 事務職員(他の職務と兼務) 1名

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休とする。
- (2) 営業時間 24時間とする。

(利用定員)

第7条 一日に指定短期入所生活介護のサービスを提供する定員は20名とする。

(介護予防短期入所生活介護内容)

第8条 指定介護予防短期入所生活介護内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
利用者の日常生活動作に応じて、必要な介助を行う。
 - ア、排泄の介助
 - イ、移動の介助
 - ウ、養護（休養）
- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。
 - ア、日常生活動作に関する訓練
 - イ、レクリエーション（アクティビティ・サービス）
 - ウ、行事的活動
 - エ、体操
- (4) 送迎サービス
事業所は、障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。
- (5) 入浴サービス
居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ・入浴形態
 - ア、一般浴槽による入浴
 - イ、特殊浴槽による入浴
 - ・介助の種類
 - ア、衣類の着脱
 - イ、身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ、その他必要な介助
- (6) 食事サービス
 - ア、準備、後始末の介助
 - イ、食事摂取の介助
 - ウ、その他必要な食事の介助(エ、調理)
- (7) 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア、日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ、福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ、住宅改修に関する情報提供
- エ、住宅福祉サービスに関する情報提供
- オ、保健医療サービスに関する情報提供
- カ、施設サービス利用に関する情報提供
- キ、その他の必要な相談、助言

(介護予防短期入所生活介護計画の作成等)

第9条 介護予防短期入所生活介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防短期入所生活介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 介護予防短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し介護予防短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(介護予防短期入所生活介護の利用料)

第10条 事業所が提供する指定介護予防短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ア、次条に定める通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。
- イ、滞在に要する費用（居住費の基準費用額）
- ウ、食事の提供に要する費用（食事の基準費用額）
- エ、前項に掲げるものの他、介護予防短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料金の支払は、口座振替、銀行口座振込又は、現金により指定期日までに受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、静岡県浜松市内とする。ただし、地域外であっても必要と認める場合には、サービスを提供する。

(サービス提供記録の記載)

第12条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第13条 事業所の従業者は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情対応)

第14条 提供した指定介護予防短期入所生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第15条 利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故は発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第16条 事業所は使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応)

第17条 事業所はサービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた場合、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 事業所はサービスの提供中に天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応を講じるものとする。

ア、虐待防止に関する委員会の設置

イ、虐待防止のための指針の整備

ウ、虐待防止のための職員に対する研修

エ、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者

(その他運営についての留意事項)

第20条 従業者等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

ア、採用時研修 採用後3ヶ月以内

イ、階層別研修 随時

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。

3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日より実施する。

この規程は、平成19年1月1日より実施する。

この規程は、平成22年11月1日より実施する。

この規程は、平成22年12月1日より実施する。

この規程は、平成24年4月1日より実施する。

この規程は、令和3年11月1日より実施する。

この規程は、令和6年1月1日より実施する。